だい かいかいぎぎじるく 第2回会議議事録

- ば しょ る び の きょうとほりかわ へいあん ま **2 場 所** ルビノ京都堀川 「平安の間」
- 3 出席委員 (33名中26名出席)

- 4 内 容
- (1) あいさつ
- (2) 委員紹介

あら じょせいとうじしゃ だいひょう むらたいいん しゅうにん むね じむきょく ほうこく 新たに女性当事者を代表として村田委員が就任した旨を事務局から報告

- (3) 議題 1 「条 例 検討の進め方について」
- **〇初宿座長**: 皆様おはようございます。 3月の末に第1回の会議があってから5ヶ月ということで、今回2回目の会議でございます。今後は1ヶ月に1回程度ということですので、なかなか全員お集まりいただくのは難しいかも知れませんけれど、できるだけ多くの方にご参加いただいて貴重なご意見を賜りたいと思っております。

それでは、次第に従い、議事を進行いたします。

本日の議題は二つとなっています。一つ目の議題はお手元の資料1にありますように「条例けんとう すす かた 検討の進め方について」でございます。前回の会議の時に矢吹委員から提出された意見書の中で、実質的な議論を行うためには、会議の回数を確保すべきである。それから意見がいるのではないか。あるいはタウンミーティングの開催、工程表の明確といったご意見を頂戴いたしました。その意見書の内容も踏まえまして、事務局の方から改めて条例検討の進め方について提案をされるということです。

たた め ぎだい ことうれい め ぎ しゃかい りねん こつ目の議題は「条例の目指す社会 (理念)」、これは資料の3でございます。この条例 きょうと しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがいしゃきほんほう た によってどういう京都づくりを目指していくのか、障害者権利条約や障害者基本法、他の とどうふけん せんこうじょうれいとう きんこう おけん 都道府県の先行条例等を参考にご意見をいただきたいと思います。

本日の会議は12時までで議題が二つですので、大体11時を目途に少し休憩を挟みまして、休憩前までの1時間弱を一つ目の議題、休憩後に二つ目の議題という形で進めたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは、一つ目の議題の「条例検討の進め方について」ですが、事務局から、資料の説明を簡潔にお願いします。

たかみやしょうがいしゃしえんかちょう しりょう (高宮障害者支援課長から資料1、2-1、2-2の説明)

- **○矢吹委員**:前回の意見書に対して深い検討をしていただきましてありがとうございました。意見しまった。 またし なまえ ていしゅっ しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん かんぜんじっし きょうとじっこうい 書は私 の名前で提出しましたが、障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委 はい しまっ いけん しまっ いけん しましたが、障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委 はい しんかい めん ばー いけん しまっ いけん しましている 私個人ということではないので、そのこと だけ頭に置いていただければと思います。それで、確かに意見書で提案させていただきました ないよう 内容がずいぶん反映されているということでうれしく思います。

いよいよこの中身について、この差別事例の中からの課題といいますか、現実的な日常生活の差別というものが、どのような条例になれば、よりいい社会になっていくのかというのが非常に重要なことなので、特に理念のひとつひとつの言葉なんかについては、これからも慎重に皆さんの審議がいただければと思います。

- ○藤井代理委員:京都弁護士会から派遣されております弁護士の藤井と申します。今日は本来検討
 いいん たみゃべんごし けっせき だいり しゅっせき
 委員の民谷弁護士が欠席のため代理で出席させていただいております。

資料4に民谷委員から意見書の方を預かっておりますので、それに基づいて今議題になっている進め方等の関係で意見を述べさせていただきます。資料4の6ページからですけれども、これではあ方等の関係で意見を述べさせていただきます。資料4の6ページからですけれども、まず、条例検討会議の進行につきましては、毎月開催で検討部会を設置するということで、まいっきかいさい、世んとうぶかい。まず、たまり、かのうであるというふうに理解しています。特に当事者の意見を、けんとうぶかい。つうでは、はんさいであるというふうに理解しています。特に当事者の意見を、けんとうぶかい。つうでは、かのうであるというふうに理解しています。特に当事者の意見を、けんとうぶかい。つうでは、はんさいでは、当事者主導という潮流と国の障がいた。まずいからでは、当事者主導という潮流と国の障害者制度改革の方針にも沿うものというふうに理解します。

きべっじれい 差別事例についてもこれを出発点として議論を行うというのも現実に即した議論という ことで良い方向だというふうに理解しています。

ただ、一方で未だ不明確な部分があるということで、少し皆さんのご意見をいただきたいといけんだ。 意見を出しております。まず、一つ目は検討部会の位置付けですけれども、「障害当事者団体等が主催する会議」ということになっておりまして、先ほど府の方から会場の確保や事務的なことはしていただけるというお話しはございましたが、この検討会議の中で部会をどのようにいたないであるとか、2つ目としては、報告を誰が行うのか、どのような形 で会議の議論や条例に反映していくのか、という部分が不明確である点で、少し明確にしていく必要があると。3番目として、中間まとめまでの分野ごとの議論をどういう形で最終のをようれている。 内容の検討等に繋げるかというところの、どういった作業ができるのかと思いますが、この点につきましてもまだ不明確な状況があるということ。それから、タウンミーティングについて開催時期と回数が限られているので、府民の声をどこまで集められるのかという点に疑問があるということです。タウンミーティング自体はできれば差別事例の収集と同じままに表してもまだ不明確な状況があるということです。タウンミーティング自体はできれば差別事例の収集と同じままに発信があるということです。タウンミーティング自体はできれば差別事例の収集と同じままに表している。 またない またり はんえい かたち とうにまま たっことでき きん はんえい かたち とうにままる かいず できるん はんえい かたち とうじしゃ こえ あっ かんが はんえい かたち とうじしゃ こえ あっ かんが こと でおります。 時期を早期に行うとか回数を増やすといった形で当事者の声を集めていく必要があるのではないかというふうに考えています。

それから、条例の理念の部分は今後の議論の進め方と関連するところでもありますので、
今日の議題になっているわけですけれど、各分野の検討を前に議論しておく必要がありますし、
性んこう まえ ぎろん
今日の議題になっているわけですけれど、各分野の検討を前に議論しておく必要がありますし、
た行する条例でも目的の前に前文を規定している条例も複数ありますので、資料3に理念のほうが出されていますが、さらに前文なんか先行条例にあることも考えれば、きちっと議論する必要があるという意見を述べております。

特に、ここからは私個人的な意見でございますが、京都府の条例を作るわけですから、京都のもっている地理的な特性や文化的な特性、経済的特性などいろいろあり、京都府のどこになっている地理的な特性や文化的な特性、経済的特性などいろいろあり、京都府のどこに住んでおられるかで実際に直面する差別の状況というのも異なってくる場合もある訳ですので、そういった部分を踏まえて、やはり特色ある条例を作るという意味では理念であるとか、そういったものを含めてきちんと議論する必要があるのかなと思います。

検討部会の位置づけについては皆さんのご意見を何いながら決めていけばよいのではないかと思っております。

- ○初宿座長: ありがとうございました。今のご意見のうち、条例の理念の問題は本日後半で取り あっかいます。 3番目に言われた法的効力の件というものも重要な問題だとは思いますが、具 ないてきます。 ますこでということにして、しばらくは各分野での差別事例を具体的に検 を対していくという方向で進めるということですが、最初に言われた、今後の会議の進め方、検 きるがあれた。 かんが、 ます。 かんが、 まずの ますが、 まずの ますが、 ますが、 まずの ますがます。 かんが、 まずの まがます。
- たかみやしょうがいしゃしえんかちょう けんとうぶかい ぎょうせいしゅさい けんとうかいぎ ぎろん とうじしゃしゅさい しゅ **○高宮障害者支援課長**:検討部会ですが、行政主催の検討会議での議論と、当事者主催・主 ゅうでしてやっていきたいという観点から、当事者団体が主催する

会議として行ってはどうかと考えています。実施主体、実施責任についても当事者団体の方にお願いしたいと思っています。ただ、実際の開催に当たってはなかなか負担もありますので、かいじょう かくほ しょうしゅう しりょう じゅんび せつめい 会場の確保、招集、資料の準備、説明というところは京都府も開催に協力したいと考えております。

ではられいけんとうかいぎ ほうこく 全人が 会 例 検討会議への報告ですけれど、これについても主催している当事者団体など、参加を かた ほうこく されている方が報告していただければと 考えています。その報告を踏まえてこの検討会議で委 かんが かたがた ぎろん しまった きんか かたがた ぎろん しまった きんか かたがた ぎろん しまった きんか かたがた ぎろん しまった ということになろうかと 考えています。

また、中間まとめまでの分野ごとの議論を、いかにませい。 それからなりの内容検討につなげるかというところですが、まさに、検討会議で議論を行っていく中で決まっていく、 でまっていくのではないかと。あらかじめ今の段階で条例構成・内容の検討はこの様になるというようなものは決まらないのかと考えます。

を うんなーで、んくの開催時期、回数ですが、時期は10月から11月位を考えています。 これもいろいろと準備をしていくことを考えるとそんなに時間はありませんので、さらに早めるのは難しいと考えています。 回数についてはできれば秋と春に、京都市内と南部・北部で実施できればと考えています。それ以上回数を増やすのは、なかなか準備が困難だと考えています。

- **〇初宿座長**:確認ですが、タウンミーティングの2回というのは、秋に京都市内とその他の地域で別の日程で行い、春も同様に複数回行うということですか。
- ○高宮障害者支援課長:はい、そのとおりです。
- ○初宿座長:いまの検討部会の問題を含め、他の方からご意見ございましたらどうぞ。

- 〇初宿座長:その検討部会の中に、この検討会議のメンバーが何人か入るということもあった方が良いのではないかというご意見だと何いましたが。

していただければと思います。 先ほどの手話通訳などの情報保障の予算は府では確保できていませんので、費用を負担させていただくのは難しいのが現状です。

- **〇内川委員**: 内川です。当事者団体に任せて自己負担で集まってくださいという意味とお受けしてよろしいですか。
- たかみやしょうがいしゃしえんかちょう ひょう めん じこふたん **〇高宮障害者支援課長**:費用の面では自己負担というふうになります。
- **〇初宿座長**: 府の関わりは、例えば会場を確保するとか当日の必要な資料の準備とかですか。
- たかみゃしょうがいしゃしえんかちょう かいじょうかくほ な かくほ ひょう きたん で高宮障害者支援課長:会場確保などは府で確保し費用を負担したいと思います。
- **○宮部委員**:親の会協議会ですが、協議会の中では学習会を年に何回か行っています。これについても勉強会をしたいと考えていますが、講師を派遣していただくことはできるでしょうか。
- **〇初宿座長**:検討部会とは別にということですね。
- **○高宮障害者支援課長**: 求められましたら事務局の方で説明に参ります。このような議論を検 きうかいぎ おこな 計会議で行っていますというような説明をさせていただきたいと思います。
- \mathbf{O} 田尻委員: 視覚障害者協会の田尻です。1回目の会議は都合で欠席しております。

まず、事例の件数479に対して「その他」の数が108と、その辺の分析はされていると思いますが、各項目で上がっている件数より多く件数が残っています。8項目というのは日程が決まっていますので、これ以上増やせないのかも知れませんが、私の思いとしては障害者が直面する課題の中で想定される部分です。

そして、1つはこの日曜日に我々実行委員会の方で集会をやりまして、そのときに女性障がいた。もんだい まる きんだい は まる 部分だと思いますのでこれを取りあげていただきたいのと、もう一つは災害の問題が ここに入っていないのですが、これについてはどういう整理になったのか。この2点について検討 あるいはお答えいただきたいと思います。

それと、先ほどの検討部会・検討会議の件ですけども、基本的には検討会議は京都府が主催をし、検討部会も京都府の責任で行うというのが基本だとは思いますが、ただ、これまでの状態は多とうとうというのが基本だとは思いますが、ただ、これまでの状態によった。 それられる 考えてきまして、我々自身も障害者として3年ほど前からこういった差別禁止条例あるいは障害者権利条約というのを意識して取り組みをずっと続けてきました。 その中で、やはり障害を越えて我々が取り組むことの大事さと同時に、一般健常者の方に訴えていく必要性というのを強く感じています。ですから基本的には今高宮さんの提案されたような実行委員会が主体になっていくべきだろうとは思います。

ただ、いくつかポイントがありまして、例えばこの検討会議におられる委員のからか、情しまずに参加していただく。一緒に盛り上げていただくということになれば、検討会議そのものの主催、あるいは検討会議そのものの力で押し上げていく力になるだろうと思いますので、それであれば実行委員会がやるべきであろうと思いますし、先ほど提案されました事務局的な部分の会場確保とか資料の準備とか時間の設定とかと、そういったところをお手伝いいただ

く、事務局機能を実行委員会の事務局と共同でやっていただくような運営の方法がとれるのであれば、これも1つのポイントであると。

それと、もう一つは、分野によっては我々だけで、障害者がしゃべっているだけではなかなかます。か進まないと思います。例えば交通問題、住宅問題等です。そういったときに行政の専門的な人を呼んでくるとか、あるいは民間の人を呼んでくるとかいうふうなことが生じた場合に、ではとうかいぎ、もそうでしょうが、その費用について緊急に予算化できるのかどうか。この点をおります。

○高宮障害者支援課長:最後の点からですが検討部会の事務局を京都府も実行委員会と一緒に やっていくという点について、協力しながら京都府の方もやっていきたいと思います。また、 「たとうがいが 外部から講師を呼ぶ場合の謝金については、府の方でも負担できると考えております。

それから女性の問題についても議論をというご意見ですが、これについて昨年募集した事例の中で女性当事者の観点からの事例も、数は多くありませんがいくつかございました。例えば資料 2-1 の 2 ページ労働のところに「てんかん発作で意識がないときに、特に女性が職場でセクハラを受ける。」というような事例の提出もございました。事実関係はではしゅってわかりませんが、この様な事例も出されています。今回、女性の当事者委員にもあたらしく村田委員になっていただいていますので、各分野の議論をする中で、併せて女性当事者の問題についても議論いただければと考えています。

それから災害についても議論をということでした。災害が起きた際の障害者に対する支援のあり方というのは、どのような支援をしなければならないかというような、不利益取扱いのようればならないかというような、不利益取扱いのとようれいで、条例とは別の議論という気がしますので、条例検討会議ではない場で考えていかなければならないと考えています。

- **○関委員**: 知的障害者の代表として、今回資料が遅かったので、できれば早めに仲間の意見とかも聞いて話し合いをしたいので、また、話もこの場でももう少し進むと思うので、会議の進め方として早めに資料いただければと思います。
- **〇初宿座長**: 今の点、もっともなところでありますので、全部の資料が間に合うかどうかは別として、事前にお送りするということは可能ですね。
- **○高宮障害者支援課長**:今回、1週間前に送付いたしましたが、もっと早く送付できるように努力します。
- **〇初宿座長**:もうすこし早めに、場合によっては全部まとまるまでの間にお送りするということも考えていただければと思います。
- O山本委員: 京都精神保健福祉施設協議会から来ました山本と申します。忙しい中、大量の資料などまとめて大変だと思います。ありがとうございます。関委員からもありましたが、資料のほうも大変だと思いますが、この条例の中で考えていくのがやはり「Nothing About Us Without Us 私たちのことを、私たち抜きに決めないで」とあるように、多くの人の意見と当事者の声というのが大事だと思います。このタイトな中でこれだけの資料と幅広い知識が必要なときに、それだけの考える時間が必要となりますので、その当たりのことを考慮してもら

えればありがたいと思います。

ただ一方で、この条例を作るタイミングといつまでにという期日があるのも事実で、それを逃すと条例そのものができないのも困ります。その中で、資料1のこの行程が施行のところで止まってしまっているのですけど、タイトな中で進めていく場合、いろんな声を上げていくのに、今の段階で私たちの責任として「京都に差別禁止条例ができるんだ」ということを伝えていかなければならない。でもやはり知らない方が、「そんなのが京都でおこっていくの」というのが大半なんですね。条例づくりを進める中で広めると同時にやはり多くの声をいかに入れていくのかというのがすごく大事なことだと思います。また、条例ができて終わりでなく、できた後というのがとても大事かと思います。また、条例ができて終わりでなく、できた後というのがとても大事かと思います。また、条例ができて終わりでなく、できた前提に、条例が浸透していく仕組みであるとか、差別的な事例があがってきたときに検討する委員会というものを作っていくことであるとか、差別的な事例があがってきたときに検討する委員会というものを作っていくことであるとか、差別ということがわからずに行われているということが事例の中にもたくさん上がっていると思うので、教育の中で府民の中に伝えていくかという仕組みを入れてもらいたい。ですので、工程の以後の部分というのもしっかりとあげていただければありがたいと思っております。

また、私たちもこの様な議論を努力していきたいと思いますが、総合福祉法の骨格提言の時もこのようないろいろな話を積み上げていったのに、最終的に覆ったということがあり、
ないたちは夢や希望が失うような状況です。京都府さんの中ではっきりと「いい条例を作る」と何度も言っていただいているので、このような事はおこらないと思いますが、今後、議会に上がっていくときに、ここで話して積み上げていったものが覆らないように、その点おさえていただければと思っております。

○野地委員: 京都の家族会の野地ですが、内川委員が言われた、いわゆる検討部会の手話の問題について、課長さんからは事務の援助とか会場の設定とかは協力するけれども、予算がないから手話の問題は当事者グループである検討部会の予算はみられないよという話がありました。権利条約で手話も言語であるということが明確に言われているんですね。だから、今日、

会議するのにここの会館の会場費が必要なように、言うならば会議で発言をするときには手話も言語だということからすれば、この会場費をお支払いするように、同じように位置づけて考えるべきではないかと。問題はその費用の予算という温をしてはなくて、基本的に障害者の権利条約がいう手話も言語だということの基本的な認識、理解の問題が根底にしっかりと据わってないと、こういう予算はちょっともてませんと、でも、ここの会場費はもっている。そこで、是非この点については当事者グループ、障害者団体は、時間とそして労力とハンデがあっても遠いところの会場に集まって会に、もいうにはから、その中で自らの費用も負担し、努力をしているという実態がある一方で、この様な条例を作るために当事者による部会の、そういう最低、会場費と合わせて内川さんが言われる手話の費用、これをですねえ、予算がないからではなくて言語として必要な取り組みだということで、是非お考えいただきたい。そのために対なくて言語として必要な取り組みだということで、とままないからではなくて言語として必要な取り組みだということで、是非お考えいただきたい。そのために対すているというように私は思います。

○初宿座長:ありがとうございます。事務局から今の時点でお答えいただけることはありますか。
○高宮障害者支援課長:まず、山本委員のほうからの、条例施行後の条例浸透とか個別事案
の解決の仕組みですとか教育の中でどう伝えていくのかという点ですが、まさに今回の条例
の中で、共生社会を実現するための推進方策についても議論し盛り込んでいってもらいたい
と考えています。条例を作ったから終わりでなく、どのように共生社会を作っていくのか
ということこそが、重要だと考えていますので、そこもしっかりと盛り込んでいきたいと思っています。

野地委員の方からありました情報保障の観点ですが、本日ここで、どのようにすると申し上げられませんが、もう1度考えたいと思いますので、引き取らせてください。

○初宿座長: ありがとうございました。まだ、いろいろなご意見があるかと思いますが、1時間を過ぎてしまいましたので、ここで第1の議題を終わりまして休憩を挟みたいと思います。ただら、まだいで、では、10世紀のは、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀の紀代は、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀では、10世紀の

< 休 憩>

(4) 議題2「条例の目指す社会(理念)について」

○初宿座長: それでは、会議を再開します。二つ目の議題は、「条例の目指す社会(理念)に

ついて」です。次回以降の会議は、先ほどもありましたが、昨年度募集した事例をもとに「障害 を理由とした不利益取扱い」等の検討を行っていくわけですが、その際、この条例によっ てどのような社会を目指すのか、委員の間でイメージをある程度共有しておいた方がよいと 思います。

たほう / かくいいん かんが しゃかいぞう しゃかいぞう 他方、各委員の 考 える「あるべき社会像」については、簡単に一つに取りまとめられるも のではないと思いますので、本日は取りまとめということは考えず、各委員からこの条例に よってどのような京都づくりを曽指していきたいと考えているのか、ということについてご意 見を頂戴するということにしたいと思います。

しりょう せつめい かんけつ まねが まずは、事務局から、資料の説明を簡潔にお願いします。

たかみやしょうがいしゃしぇんかちょう しりょう せつめい (高宮障害者支援課長から資料3の説明)

〇初宿座長:ありがとうございました。それでは、今もございましたように、今後作られるべき 条例によって、どのような京都づくりを曽指していきたいと考えるのかということについて、 しばらく各委員から幅広くご意見を頂戴したいと思います。

すので申し上げたいと思います。

せいしんしょうがいしゃ たちば せいしんびょういん ていどびょうき ちんせいか なお かんかいじょう 精神障害者の立場ですが、精神病院である程度病気が沈静化して直っていると、寛解状 態にもかかわらず退院できず、病院での暮らしを強いられているという社会的入院が問題に なっています。社会的入院の人たちがなぜ退院できないのかと言う課題を捉えてみた場合、 やはり地域社会に受け入れる施設・制度、そういうものがないというのが大きな原因となって います。当然憲法が人間らしく生きていく権利を保障している訳ですけれども、それを阻害し てしまう地域制度、地域社会があるという現実がやっぱりあると思うんです。 予算がたくさん ない段階で、すべて充実させるということが無理だということは重々承知しているんです が、やはりグループホームだとかそういうものをですね、作れるように国のほうに要望してい くということも、この条例の中に盛り込んでいかなければ、精神障害者が、病気が寛解して いるにも関わらず、地域社会でいきいきとして生きていく、暮らしていける社会が実現できな いと思って、やはりそういうことが、僕は大きな問題として残されているんじゃないかと思い ますので、是非条例の中には盛り込んでいただきたいなと思います。

○矢吹委員:座長のほうから、今日は結論ではなく自由に議論をということなんで、非常に安心 しながら話したいと思います。先ほど、休憩前に課長さんがおっしゃった中で、ちょっと確 認しておきたいと思ったことが、例えば成年後見制度とか、法律と条例との棲み分けという か、例えば虐待とか施設の問題とか、この差別事例の中にほとんど施設関係の声がはいって いない。その分野は法律で考えることで条例ではないんですといった意味のお答えだったと 思います。その点がとっても気になるんですが、社会の一員としてという最初の理念の冒頭に

ある文章の中にも、果たして施設の中の人たちが社会の一員というような意識づけがあるかどうかという疑問も含めて、もう少しこの法律と条例との棲み分けというようなことを、どなたか専門家の方からも最初に教えていただければ、発言がしやすいのかなと思ったりします。

文章の理念については、これからになると思いますが、個人的には、熊本の条例の前文がひかくてきちか ひょうげん 比較的近い表現なのかなと思っています。京都のいま考えられているタイトルでいうと、とてもきれいなおだやかなものだというふうに思うんですが、なかなかここには、それちょうとではいるがらも個人の対等性とか、自由とかあるいは誇りとか、一人一人の障害者も含めた、もっと存在感というか、この社会の中で本当に自分ら認められて生きていくんだという、もう少し力強さがここには足りない。逆に障害者は、なんかこう、ここでじっとしていてくれたら安心して暮らせるんだから、ここにいなさいと、みたいなイメージのほうがちょっと強いなという感じを今持っているところです。

- ○藤井代理委員: いただいた理念、3点ふれられていますが、一般的に法律的にいうと「人権」「権利」「差別」とかの用語があります。そのあたりの言葉を入れていないのは、何か理由があるのか、気になったので確認させていただきたい。
- **○高宮障害者支援課長**:今の、人権、権利、差別という用語がないのは特段理由があってというわけではありません。事務局の方で提案している3点の内容は障害者基本法の内容を基に書いています。
- **〇初宿座長**: 具体的に条例の第1条とか前文とかをつくる段階で、いまの問題をさらにつめていくべきものと思います。
- **○関委員**: 障害のある人もない人も分け隔てなくということであれば、尊重とかいうのは今までとあまり変わらないというか、出来れば障害のある人とない人の共存をしていけるような条例というか、理念を考えていきたいと思っているのですけれど、そうなると尊重とか一員とかだと、また別々の形になっていくような気がするので、そこらへんをもうちょっと考えていただければと思っております。
- ○初宿座長:今の点は、恐らく障害者基本法は続きの文章になっていて「分け隔てられることなく相互に尊重し合いながら」と、そう言っていますが、これを三つに分けてばらばらにするとうのご意見のようなことが出てくるのでしょうが、実際にはもうちょっとまとまった形の文章に仕上がっていくのだと思います。貴重なご意見としてお何いしました。
- ○東津委員:きょうされんの栗津と前します。今回取り組んでいるのは、障害のある人たちにとって住みやすいということで、社会的不利益の部分は差別という文言で表されていると思いますが、女性の障害者であったり、国籍の問題など、差別に関わる部分では様々な障害以外でも要素があると思います。その中で、障害があることによっての差別に特化しているわけですが、府として差別をなくしていくということであれば、障害分野からの発信ではありますが、より幅広い地域社会の中でのあらゆる差別をなくすというのが、大前提として理念としているのかなと思います。

ゅう ぎ 目指していく 2 つめの○ 印 をみた感想になりますが、障害のある人ない人たちという対立 ではないですが、区分けがあって、その中でお互いに理解したり 尊重 したりという、少し 局所 できというか矮小化された印象をすごく受けるので、一般の人たちの差別をもなくしていくという中で、そういったことが起こる背景であったり、それを起こしている社会的な障壁というか、そういうこと自体もなくしていって、そういう地域社会、京都府をつくらねばならないという、そういうニュアンスがやはりいるのではないかと思うので、個別の事例を解決していくというのはすごく大事と思いますが、もう少し大きな目指すべき社会といったことも前段、前文に入るのかもわからないが、あればいいなという感想です。

○初宿座長:今のは、ちょっと大きな話ですが、恐らくこの条例は様々な差別、不平等といったものの中で、特に障害ということに特化した、そういう条例づくりかと思います。もちるための様々な差別の問題はあるわけですけど、それはまた別の話というか、そういう中の一つの問題が障害者の問題だということは、それは確かにそのとおりだと思いますが、条例の文章づくりの中で、今の点をどう生かしていくかは、個人的には、なかなか難しい問題のような気がしております。だから、先ほどの女性の問題も、女性であるということでなくて、女性でかつ障害をお持ちの方の問題というその限りで、この条例との関係が問題になる。こういう考え方だと思います。今後、条例の中で今の点をどういう文章にしていくのか、私たちのまとまった意見を尊重していただいて、所のほうでどのような文章にしていくか、そういう段階の問題です。重要な点ですがこの条例との関係でどういかしていくかはなかなか難しい点があるという気が、個人的にはしております。

いま 今までのところで、事務局からご回答できる部分があれば、一旦お願いします。

○高宮障害者支援課長:いただいたご意見を踏まえながら、次回以降検討していただければと がんが えていますが、いくつか申し上げますと、細田委員からグループホームなどの地域移行の関係についてご意見がございました。国のほうでも、京都府でも精神科病 院からの地域移行の推進というのを取り組んでいます。その際には当然受け皿となる地域、グループホームを含めた住まいの整備も取り組んでいってるところで、予算の確保については国に要望しながら進めていきたいと考えています。

 いくかというところで、どのように書いていくかは考えたいと思います。

成年後見のところは法制度で決まっているものに反する内容を、条例でというのはなかな か難しいので、必要があれば国にその制度を変えて欲しいというような要望をしていくことが 地方のできることなのかなと考えています。

- しゃけざちょう いま さまざま いけん じむきょく しゅつげん た ぶぶん ふく **〇初宿座長**:今までの様々なご意見と事務局からの発言、またその他の部分を含めて、いかがでしょうか。
- ○小森委員: 差別というのは多分、分からないうちにしていることが多いと思います。何度も言って申し訳ないと思いますが、京都府が前にケアマネジメント従事者研修を商工会議所を使って開催した時に、会議室が階段の下にあったという話をしたと思います。障害者が参加し、そういった場所だったため、なかなか行くのに困難で、トイレもなくて、トイレはどうしろと言われたかといえば、外に出て行ってくれと言われたことに対して、当時の課長さんに抗議したんです。「これは差別です」と言ったんですが、「ちゃんとこっちで助けているから差別ではない」みたいなこと平気で言うんですね。

「これは、障害者の人たちが差別を受けてくやしい思いをしてきて、本当に渡ったが、を流しながら、「こんちくしょう」と生きてきた人たちが、この条例ができて、自分たちのことが、今度は差別のないような社会に京都がなっていくということであれば、やっぱり言葉のかって強いと思うので、イメージとしては、誰もが「差別」という言葉を出されるというのは良くないかもしれないが、やっぱり今までそういうことを受けてきた人間にとっては、「差別」という言葉をしっかり出してもらって、やっぱり障害者の差別をなくす条例だということをしっかり明確にしてもらって、そして誰もがそういうところに今度からは、差別というものをわからずに使っていることが、しっかり認識していってもらう上でも、やっぱり障害者の差別を禁止するということをしっかり出してほしいと思う。

それと障害のある人もない人もと書かれているが、なぜない人がここに出てくるのかが全然分からないです。ない人は社会の一員として安心して暮らせてないならそうだが、ない人がここの言葉に入ってきている意味がよく分からなくて、やっぱりこういう文章とか言葉の力というのは強いと思うのと、差別というのは、している人というのは実感がないと思うんですね。今度、差別禁止法の中でも直接差別、間接差別とか色々出てくるんですが、なかなか差別というのはどこまでが差別でというのが、今後たぶんいろんな議論していく中で出てくるんですけど、わからずにやっているということをなくすためにも、しっかりと障害者の差別を禁止するということをしっかり伝えていくためにも、こういう文章でのことも踏まえて是非考えていきたいなと思います。

○宮部委員:今の話、大事なことだと思います。やっぱり障害があるがゆえに差別を受けたり、変な自で見られたり、いろんなつらい思いをしているわけですよね。文書を見るとほんとにきれい事にしかみえなくて、やっぱり障害があるがゆえに差別をうけるんだから、差別をなくしていきましょうというメッセージというものを、やっぱり強く出していただきたいという気がします。

○矢吹委員:小森さんのおっしゃったことと若干関連しますが、いわゆる障害のない人という

マイメージが何なのかということが私には分かっていない。健常者なのかというと、どうもそうではないということが、なんかひっかかっていて、先ほど栗津委員からも出たように、差別というものあるいは障害というものをどこまで拡大するんだというような話もちょっとあったと思いますが、障害の定義というものと障害のある人とない人の表現ということが、微妙になが、したし、私たちのなかでは、もっと明確に障害のある人ということが何なのかということが求められないと、この条例の意味自体がなくなってしまうんじゃないかと思っています。

たとえ話で申し訳ないが、昔、新潟地震というものを東北にいたときに経験したわけです けども、地震がこわかった、あっちの言葉で「おっかなかった」と言うわけですが、ある健常者 の方が、「矢吹さんたち障害者だけじゃなくて、我々も怖かったですよ」と言うんですね。そ のとき、すごく違和感を感じまして。歩ける人の怖さと 私 たち歩けない者、自分の 力 では絶 たい に だ かたし こわ これ かたし かんしょうしゃ しょう かんじょうしゃ しょう 対に逃げ出せない 私 たちの怖さというのと、はたして同じなんだろうか。 ここで健常 者も 障 害者も同じなんだとして「も」でつながれたときに、はたしてどうなんだろうというのは、す ごい様々な事例の中で感じることです。ですから、わざわざこの障害者の差別を少しでもなく そうと、これだけ事例をたくさん集めていただいて、この中の問題点を明らかにしてやってい こうというときに、障害のある人もない人もみんな同じで尊重しあってというような流れで いくと、とっても不安な気持ちにさせられる。それじゃあ今と同じじゃないかということもあっ で、差別という実態をもっと皆さんに深刻に捉えていただきたい。毎日毎日日常的に行わ れていることの、ごくごく一部の事例であって、ときおり思い出したように行われることでは なくて、つい先日もバスの乗車を拒否された、あるいは地下鉄のホームに柵がないためにホー な ムから落ちてけがをした、亡くなった、いろんなその日常的な事例がたくさんあるわけで、そ のへんを、条例一つですべてが解決するというそんなことは思ってないにしても皆さんに深く 。 広くこの障害というものを理解してもらうには、もう少しこう印象の強い、もっとみんなで きべっ 差別をなくしていこうという表現というか中身がないと難しいのかなというふうに思ってい

○青山委員:自閉症協会の青山です。われわれの目指す社会、理念についてということで、いまま話があったんですけれど、私自身、障害をカテゴリーに分けたりすることが個人的にあまり好きではないんですが、あえて自閉症と発達障害という観点で話をさせていただくと、少し前のニュースでもあったんですが、大阪維新の会が発達障害についての記述で、親の子では、というところで、親の子では、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各都道府県でも行政的に理解が得られてないというところもたくさんありましては、まだまだ各様道府としてどういうた。本人が気づいてない方とかいろんなパターンがあると思います。
ままりたない人もあるけど、本人が気づいてない方とかいろんなパターンがあると思います。
ままりたがとしてどういう条例をつくっていくべきかというところに関してですが、やはりそれである人もいの立場、ここにお集まりの委員の方を含めて様々な立場の方がお互い理解し合えるとか、寄り添って互いのことを考えられるような、そういう文言というか、条例に反映されていって、最終的に山本委員もおっしゃってますが、できたあと、それが本当に京都府民に魅力的に写るような条例であったりとか、また、他の都道府県から京都府はすばらしい条例をつくったん

だなというようなモデルになるような、そういう魅力のあるものが作って行けたらなというのが、目的となればすてきだと、そういうふうに思います。

の野地委員: 今論議されていることを一言で言えば「みんなちがって、みんな一緒」という言葉で
私は説明できると思うんです。この言葉は、障害者の権利条約をわかりやすく説明する本
の題名です。「みんなちがって、みんな一緒」という言葉の持っている意味を正しく理解する
とするならば、障害者や障害者でない人と区分け中で物事を理解せずに、人間として、人と
して「みんなちがって、みんな一緒やねえ」ということが、みんなの意識としてどう共有する
かという問題を、この表題は提示していると。

てんめ いたいのは、なぜこの様に障害者団体や障害者が多数参加してこの様な会議を かいぎ cまざま たちばの かたがた さんか けいえいしゃ たちば きぎょう たち 作っているかと。この会議には様々な立場の方々が参加されている。経営者の立場、企業の立 場、団体の立場、市町村会の立場あらゆる方々がおられる。そして障害者も参加している。 つまり、こういう形で会議が出来るようになったこと自体が、実は大きな社会的な転換の時期 に来ているんだという認識を共有して欲しいと思っています。そのことは障害者の権利条 ゃく へいせい ねん たかむらがいしょう しょめい にほん ひじゅん 約を平成7年に高村外相が署名して、日本はまだ批准はしてないけれど、近く批准を控えて いるということを考えたときに「みんなちがって、みんな一緒」のような社会になるようにし ていこうということで、条例をつくるんだということだと思います。そういう意味でこの転換 けられている限り、常に声も出なかったし、苦しみも表現できなかったし、自らの生きる権 り、ひょうげん 利も表現できなかったという長い歴史の中で障害者が今まで歩んできた。その中で国際的に しょうがいしゃ けんりじょうゃく いま ぎろん でき 障害者の権利条約ができ、今この議論が出来ている。そうするとこの条例が作られること と、国の法律、条約ということになれば、今座長が言われたことですが、障害者の権利条約 が批准されたときに、憲法の次に条約が位置づけられて、その基に各個別法が置かれている という法形態になります。そのときに権利条約は明確に日本の国内法の中に差別や偏見があ るような法律・条例は指摘をするという監視条項がすわっているわけですね。そのときに京 都府の条例そのものは個別法に差別的なものがあったら国際的に指弾を受けるようになると いう意味を考えたときに、そういう権利条約を見据えてどのようにすばらしい条例を作るか、 ということの努力をしているんだという認識を、個別の問題の以前にできればそれぞれの立場 だけれども、共有をしていただくように、そしてご理解いただくようにすることもある意味で は検討会議としての共通の課題ではないかというように思います。

〇向井仲委員:京都経営者協会と申します。京都の企業さんがお集まりになって、主に企業経 はたら ひと けんきゅうかだい べんきょうかい おこな だんたい 営と働く人についての研究課題で勉強会を行っている団体です。

障害者の特に労働あるいは雇用という問題については、障害をお持ちの方からみれば良くも悪くも1つの大きな障壁という見方をされているケースが多いのかなというふうに思っております。もちろん企業により、経営者により理解の深い形で取り組んでおられる企業、経営者の方もおられます。そういう立場ですので多少皆さん方の癇に障るような言い方をしてしまったらお許しいただきたいと思います。

話が出ておりますように、条例そのものを作ることも難しいですし、どこまで盛り込むか

ということは大変難しいと思います。というのが条例を作ることじゃなく、盛り込まれた条拠のを実現する社会をどう作るかということが問題でして、変に、あるべき論とか理想的にこうなんだ、こうあるべきだということを、全部盛り込むのがいいのかどうかということについて、現実の社会がどう理解して受け入れるかということを、ある程度想定した条例でなければせっかく作っても魂入らずということは往々にしてあると、危惧をしています。

それで先ほどお話しがありましたように、障害をお持ちの方とない方というのを、何をどう 等に扱うのかということがすごく気になります。人間性ということにおいては議論する またり またり またり またり またり とうぜん またり またり にんげんせい またり まで、そこにはやはり能力の差とか生産性の差とか、これは絶対的にといっていいくらい最後まで本人にはつきまとう。そのことを承知で企業はその人を受け入れるということですので、人間が本来持つ人間性、権利というものと、障害者の方がケースバイケースで、その場その場で 周りがどのように評価せざるを得ないかということは、少し切り離して考えていただいた方が、結果として生きた条例になるような気がしております。

私も実は「障害のある人もない人も」というプレーズには最初から疑問があったんですが、私自身としては京都府さんのご説明にもありますし、いろんな委員の説明の中にあります「共生社会」ということであったり、障害者の方をあえて差別しない公平性とか平等性とか、あるいはこれは周りの障害のない人達の問題なんだということを広く盛り込むということにおいて、これを併記されたのかなと思うのですが、先ほどから申されてますとおり障害のある方とない方とは、やはり、ここからご勘かいただきたいのですが、一線を引くべきだと、強いが出てくるんだということを前提として認識した上で、障害を持つ方々をどのように社会が受け入れられるかというふうに考えないと、議論が空転して、きれい事の条例が出来てもほとんどなにも動かない恐れがあるという心配をしています。

企業が障害を雇用している、働いていただいている。いろんな理由があるのですが、最近がないた。ということを聞かれると思います。企業はCSRつまり企業の社会的近皆さん方もCSRということを聞かれると思います。企業はCSRつまり企業の社会的責任の一貫として障害者を雇用しているというふうによく言われまして、そのことは事実であって否定しなくてもいいと思います。もちろんそれの理由によって働いていただいている企業もあります。実は、CSRというのは「社会的責任」という意味合いの時代は少し過去のものになりまして、企業のCSRというのは地域や社会に融合する。ある意味では受け入れてもらうような姿になるというような意味を持ちつつあります。すると、障害を持つ方を雇用する、働いてもらうということに置き換えますと、障害の方だからいろんな制約の中でで働いてもらうように設定していくということから、下手をすると平等の権利であるのなら、生産性の問題では同様の義務をどう考えるのかということが企業ではすごく問題になってきています。そうするとそこにやはり大きな問題が新たに浮かんでくるということになりかねませんので、企業の採用担当者、人事が今一番悩んでいるのは、障害の程度によりますが、一般社員と同様に働く社員として平等の評価基準を当てはめていくべきなのか、全く別の基準作りを適合しなければいけないのではないかと、そこのところをかなり企業なりに悩んでいる。ということがございます。とやかく言っても始まりませんが、私としては平等とかそこのとこ

るをきちっと整理して、例えば権利条例が進めば進むほど現実の社会では義務を合わせて負荷していくのではないかということも、企業においては懸念しているということもありますので、その辺りを含めてあるべき姿、あるいはこれが良かろうとか、こうあるべきだということでもって条例の中身を詰めていくときに、現実の社会とのギャップということもやはり冷静に判断した上で、内容を作っていくべきではないかというような考えを持たせていただいております。

○初宿座長: ありがとうございました。まだご意見あおりだと思いますが、出ました様々なご意見は、最終的な条例の文言をどうするかという問題にも密接に結びついたご意見が多かったと思います。今日はとりまとめということはせずに、とりあえず皆さんのご意見をお聞きしたというところで止めさせていただきます。

既に12時を過ぎておりますので、まだご意見はあろうかと思いますが、本日の意見交換は閉じさせていただき、本日いただいたご意見を念頭におきながら、次回以降の検討に生かしていきたいと思います。

時間も超過しておりますので、ここで本日の議事を終了させていただきます。